



平成 30 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 サンワテクノス株式会社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 田 中 裕 之
(コード番号 8137 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 花 山 一 八
管 理 本 部 長
(TEL. 03-5202-4011)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 6 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（任期）について変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図ることを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議においても行うことが可能となるよう変更案第46条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第48条（中間配当）を削除し、現行定款第47条（剰余金の配当の基準日）を変更するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成30年6月27日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成30年6月27日（予定） |

以 上

【別 紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第21条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第48条</u> 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第49条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>第22条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第46条</u> 当社は、<u>剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の<u>剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> |